

「緊急死亡労働災害撲滅運動実施要綱」

平成 25 年 11 月 25 日

1 趣 旨

鳥取労働局では、本年、今後 5 年間で死亡者数の 15%以上の減少を目標とする第 1 2 次労働災害防止推進計画（以下「1 2 次防」という。）を策定し、重篤な労働災害防止に努めているところであるが、11月に続けて死亡労働災害が発生し、本年 1 月以降 4 名もの尊い命が失われ、大変悔やまれるところである。

現在、「おこたるな 基本動作と 正しい手順 全員参加で 5 5 ゼロ災」をスローガンとする「ゼロ災 5 5」無災害運動の準備期間中でもあり、また、例年年末に向け労働災害が増加する傾向にあることから、これ以上の死亡労働災害を発生させないため、「ゼロ災 5 5」無災害運動と併せ、緊急に死亡労働災害撲滅運動を実施し、関係者が連携の上、積極的に取り組むことにより、死亡労働災害の撲滅を図るものである。

2 実施期間

平成 25 年 11 月 25 日（月）～ 12 月 31 日（火）

3 鳥取労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 緊急死亡労働災害撲滅会議の実施
- (2) 鳥取労働局長による「緊急死亡労働災害撲滅宣言」の実施
- (3) 各労働災害防止団体、経営者団体、公共工事発注機関に対する緊急要請
- (4) 介護福祉施設等に対する「経営者トップセミナー」の開催
- (5) 鳥取労働局長、局幹部による建設現場安全パトロールの実施
- (6) 国土交通省、鳥取県県土整備局、建災防鳥取県支部との建設現場安全パトロールの実施
- (7) 森林管理署、鳥取県農林水産部、林災防鳥取県支部との林業現場安全パトロールの実施
- (8) リスクアセスメント担当者養成研修の実施
- (9) 建設現場等に対する監督指導の実施
- (10) 広報の実施

4 労働災害防止団体等の実施事項

- (1) 「緊急死亡労働災害撲滅運動実施要綱」「緊急死亡労働災害撲滅宣言」等の事業者への周知
- (2) 関係事業場に対する指導援助
- (3) 安全パトロール等自主的な活動の実施

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップの職場安全パトロールの実施
- (2) 墜落防止措置など基本的な安全対策の確実な実施
- (3) 車両系建設機械等の機械使用時の安全確保の徹底
- (4) 積雪、凍結による災害防止に向けた措置の徹底
- (5) 職長等作業を指揮する者に対する安全に関する再教育の実施
- (6) 労働者に対する作業手順の遵守等の教育の実施